

動物用原薬等登録原簿登録事項軽微変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条の8第2項の規定により動物用原薬等登録原簿登録事項の軽微な変更を下記のとおり届け出ます。

記

登録年月日及び登録番号

- 1 登録している原薬等の名称
- 2 変更した事項
- 3 変更年月日
- 4 変更理由
- 5 参考事項

（日本産業規格A 4）

備考

届出書は、正副2通を提出すること。